

# 第三管区海上保安本部公示第19号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年6月12日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

## 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 国際測地株式会社
- (2) 住 所 東京都日野市旭が丘2-5-4

## 2 水路測量を実施する区域及び期間

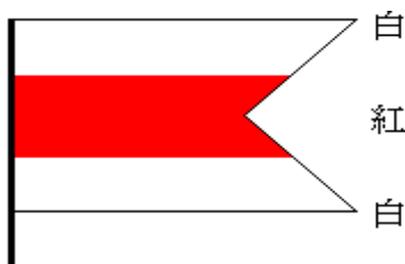
- (1) 区 域 会瀬地区、河原子地区（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和7年6月23日から令和7年10月31日

## 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

## 4 航行船舶に対する安全措置

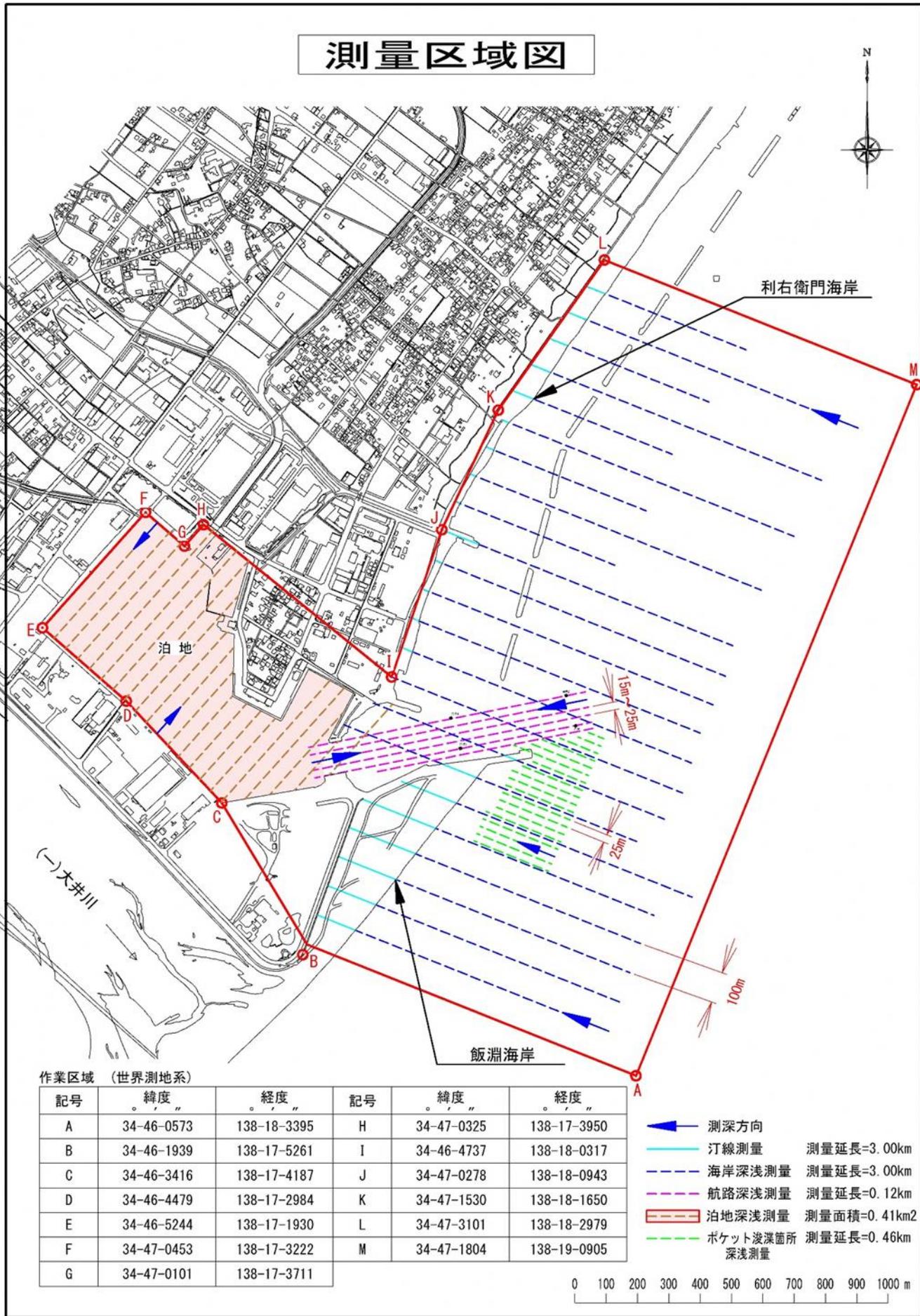
- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。  
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

2. 測量区域図





測量区域 